

第113期 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始時刻 午前9時）

開催
場所

東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング9階
日本橋ホール

（ご来場の際は、会場ご案内図をご参照いただき、
お間違いのないようご注意願います。）

目次

株主の皆さまへ	1
経営理念	2
第113期定時株主総会招集ご通知	3
(株主総会参考書類)	
会社提案	
第1号議案 剰余金の処分の件	13
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	14
第3号議案 取締役賞与支給の件	24
第4号議案 当社及び子会社の業務執行取締役、執行役員と共に準ずる者並びに使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件	24
株主提案	
第5号議案～第7号議案	28
(添付書類)	
事業報告	33
連結計算書類等	49
監査報告書	53

■ 従前書面でお送りしていました株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告）は、会社法改正による電子提供制度の開始に伴い、当社ウェブサイト等に掲載することになりました。なお、お手元でも株主総会議案をご確認いただけるよう参考書類を掲載しております。

■ «インターネットによるライブ配信»により株主総会の模様をご視聴いただくことも可能です。

■ お土産はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



東海東京フィナンシャル・ホールディングス

証券コード：8616

株主の皆さんへ

株主の皆さんには日頃より温かいご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

2025年3月期は、パリオリンピックでの日本人選手の活躍、大谷選手の快挙といった明るい話題も多かった一方、世界での紛争は収まらず、日本での総理大臣交代、米国でのトランプ大統領再選と先を読み辛い情勢が増えたことも事実です。

日本株市場は7月に日経平均が42,000円を超える場面もありましたが、8月には米景気減速観測から歴史的な暴落に見舞われ、その後も7月の高値を越えることは難しく軟調な相場が続いています。

このようなビジネス環境の中、当社グループでは中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」の折り返しとなる3年目を迎え、独自の革新的な戦略を推進してまいりました。

「金融力の強化」では、準富裕層やアッパーマス層を対象としたクレールシエルブランドを新たに立ち上げ、今期からの本格稼働に向けた準備を整えております。営業面では、ポートフォリオ提案を継続して推し進め、投信ポートフォリオ、個別証券ポートフォリオともに着実に販売残高を伸ばしました。

「異次元に向けた重点施策」では、大手事業法人などのPowerful Partnersとの提携モデルとしてスーパータイアップ、デジタルタイアップ、バンクタイアップと3つのモデルを検討しつつ、相当な進展をもって複数の交渉を進めております。



私たちは、2025年10月に25周年を迎えます。記念の協賛事業として舞台『ハリー・ポッターと呪いの子』を応援いたします。主人公が善悪や道徳的な選択に向き合いながら仲間とともに逆境を乗り越えていく姿は、私たちの中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」が目指す「誇り」と「憧れ」を感じさせるものと考えております。この難しい運命の年を乗り越え、私たちが次のステージへ羽ばたくべく、邁進してまいります。

今後とも変わらぬご愛顧とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役会長 石田 建昭

経営理念 Management Philosophy

経営理念(目指す姿・使命・行動指針・キャッチフレーズ)

の全体像



Our Vision

私たちの目指す姿

金融機能の担い手として、お客様の資産形成や資本の充実に貢献し、日本経済の成長に寄与します。東海東京フィナンシャル・グループは、地域・人を大切にする信念をもって事業に取り組んでいます。私たちが目指すのは、全てのお客様の資産・資本の充実を、日本経済の成長に繋げることです。当社グループ役社員が一丸となって事業活動を行うことで、ステークホルダーの皆様の信頼をいただきながらこれまでにない総合金融グループを創り上げ、新たな時代のリーダーとなることを目指します。

Our Mission

私たちの使命

私たちが、目指す姿には、ステークホルダーの皆様の信頼を得ることが欠かせません。

当社グループは、次の使命を持っています。

Customer : お客様の資産を活かし、豊かなライフマネジメントの実現と、企業価値向上を支援するために、全力で努力する企業グループであり続けます

Global : 時代の流れを的確にとらえ、グローバルな視点を持ち、常にイノベティブな企業グループであり続けます

Region : 地域を大事に思い、地域の繁栄・未来に貢献する企業グループであり続けます

Employee : 社員の成長を重んじ、個性を生かし、専門性に優れた、さらさら輝く社員の自己実現をサポートする企業グループであり続けます

Trust : 時代のいかなる激流にも耐え、ステークホルダーの信頼を勝ち得る強くたくましい企業グループであり続けます

Our Action

私たちの行動指針

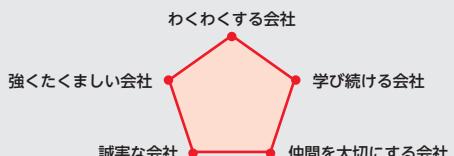
私たちは「使命」を実行するため、次のように行動します。

- 私たちは、学び続けます
- 私たちは、チャレンジします
- 私たちは、コミュニケーションを大切にします
- 私たちは、「強く、たくましく」を目標にします
- 私たちは、「規律の文化」を尊重します

Catchphrase

キャッチフレーズ

当社グループのキャッチフレーズは、次のとおりです。



証券コード 8616
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日2025年5月28日)

株主各位

東京都中央区日本橋二丁目5番1号
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
代表取締役会長 石田建昭

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第113期定時株主総会招集ご通知」及び「第113期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.tokaitokyo-fh.jp/investors/stock/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（8616）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



名古屋証券取引所ウェブサイト

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（8616）を入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット等）又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項又は後記に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、「議決権行使方法についてのご案内」（10頁～12頁）をご参照のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時10分（当社営業時間終了時）までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング9階
日本橋ホール

(ご来場の際は、7頁～8頁の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第113期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第113期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 取締役賞与支給の件
第4号議案 当社及び子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者並びに使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

<株主提案>

- 第5号議案 定款一部変更
社名を東海東京フィナンシャル・ホールディングスから石田帝国証券フィナンシャル・ホールディングスに改名せよ
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）解任3名（佐藤氏・北川氏・中山氏）とする。
第7号議案 監査等委員である取締役2名（池田氏・太田氏）を解任する。

4. 招集にあたっての決定事項

- ①電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- (1) 事業報告の新株予約権に関する事項
 - (2) 事業報告の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
 - (3) 事業報告の株式会社の支配に関する基本方針
 - (4) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - (5) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ②インターネットによる議決権行使と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ③インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権行使された場合も同様に、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ④ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

以上

-
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト（3頁ご参照）に修正内容を掲載させていただきます。
 - 今後株主総会の運営方法について変更等がある場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、以下のウェブサイトをご確認ください。
<https://www.tokaitokyo-fh.jp/investors/stock/meeting/>



インターネットにおけるライブ配信についてのご案内

本総会の様子を、以下のとおり株主さま限定でライブ配信いたします。

本総会のライブ配信においては、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。したがって、本総会のライブ配信の視聴をもって、会社法上の株主総会への出席とは認められませんのでご了承ください。議決権につきましては、事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。

配信日時

2025年6月26日(木曜日)午前10時から株主総会終了時刻まで

※当日は午前9時30分から視聴可能です。

- パソコン又はスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込んでいただき、視聴用ウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。

視聴用ウェブサイトURL

<https://j-entry.gostream.jp/entry/seminars/view/PPX3IYcsdQ>



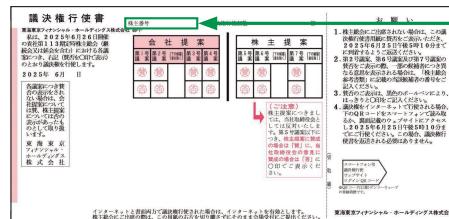
ご視聴の方法

- 視聴用ウェブサイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い、以下のID及びパスワードのご入力ををお願いいたします（ハイフンの入力は不要です）。

ID：議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」（9桁の半角数字）

※投函する前に、必ず株主番号をメモするなどお控えください。

パスワード：2025年3月末（基準日）時点におけるご登録住所の「郵便番号」



株主番号(ID)
となります

郵便番号(パスワード)
(例) 〒123-4567
→1234567

ご注意点

- 1 本ライブ配信は、会社法上の議決権行使・動議・質問が可能なハイブリッド出席型バーチャル総会ではなく、ハイブリッド参加型のバーチャル総会のため、議決権行使・動議・質問等はできません。議決権行使につきましては、インターネット又は同封の議決権行使書の郵送等による議決権行使を期限内に実施ください。
- 2 本ライブ配信をご覧いただけるのは、株主さまご本人に限定させていただきます。
- 3 本ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為及びSNS等での公開は固くお断りいたします。
- 4 本ライブ配信へのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
- 5 回線状況、配信設備、ご利用の機器、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合が生じる、又はご視聴いただけない場合があります。なお、映像や音声に不具合が生じた場合も、復旧を待たずに議事を進行します。
- 6 総会当日に「招集ご通知」をご覧になっていたく場合がございます。画面右上の「メニュー」ボタンの「資料ダウンロード」よりダウンロードすることでお手許にご用意いただけます。
- 7 ご不明な点がございましたら下記メールアドレスへお問い合わせください。
tokaitojo-fh.soukai@attainj.co.jp

株主総会会場ご案内図

日 時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

会 場

東京都中央区日本橋二丁目5番1号 日本橋高島屋三井ビルディング
9階日本橋ホール

(昨年と会場が変更となっておりますのでご注意願います。)



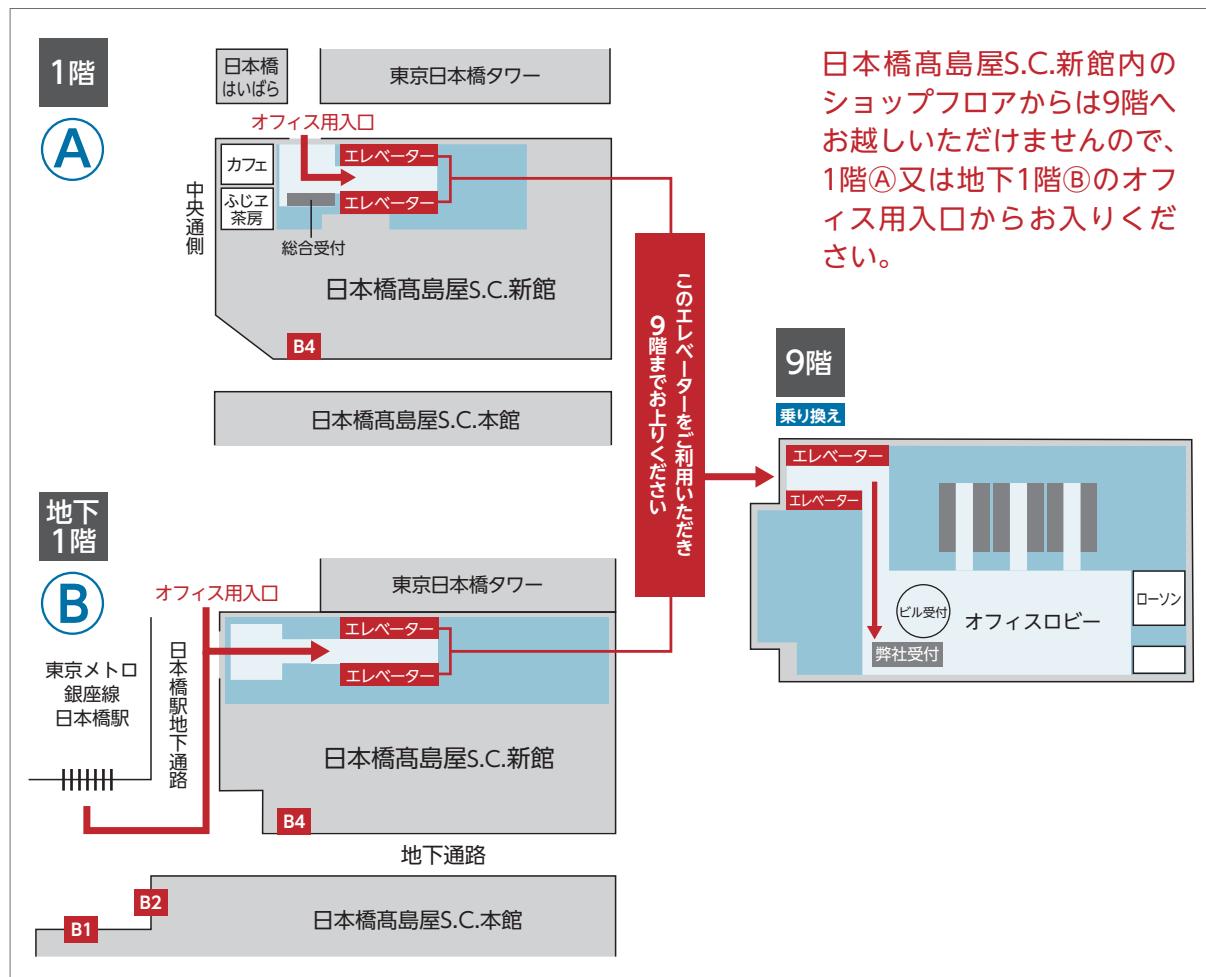
最寄り駅

- ・ 東京メトロ 銀座線・東西線「日本橋駅」直結
- ・ JR「東京駅」八重洲北口より 徒歩約5分
- ・ 都営地下鉄 浅草線「日本橋駅」より 徒歩約2分

お願い
・駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
・株主様へお配りするお土産はご用意しておりませんのでご了承ください。

日本橋高島屋三井ビルディング フロアご案内図

(A) (B) 各オフィス用入口よりエレベーターにて**9階まで**お上りください。
 通路を直進した先に弊社受付がございます。
 (左手前の「INFORMATION」はビルの受付となりますので、お間違えのないようにご注意願います)



株主優待制度のご案内

株主の皆さまへの感謝とより多くの方々に当社株式を中長期的に保有していただくことを目的に、株主優待を以下のとおり実施いたします。

2025年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された1単元（100株）以上保有する株主さまが対象です。

2025年3月期株主優待制度の内容

① カタログギフト

1,000株以上保有の株主さまには、地域の名産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフトを進呈します。

保有株式数	優待商品
1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点
3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点
5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点
10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点



② クオカード

100株以上1,000株未満保有の株主さまには、一律、500円相当のクオカードを進呈します。



100株以上1,000株未満保有の株主さまへの500円相当の優待商品の進呈につきましては**3年以上の継続保有有条件**といたしております。

※「3年以上継続して保有」とは、権利が確定する3月末日現在の株主名簿を含む過去の3月末日及び9月末日現在の株主名簿へ同一株主番号で7回以上連続して記載されることとします。

③ WEBでのお申込みの方法

パソコン・スマートフォンからもお申込みいただけます。<https://ttfh2025.sp-site.com>



上記カタログギフトが対象の株主さまへは、**6月下旬ごろに「ご優待品カタログ」をご送付いたします。**

商品をお選びの際には、右記QRコードからのお申込みが大変便利になっておりますので、「ご優待品カタログ」が到着後、ご利用いただけますと幸いです。

カタログギフトに同封されております返信用はがきでのお申し込みも可能です。

議決権行使方法についてのご案内

議案の内容は株主総会参考書類（13頁～32頁）をご参照ください。

▶ 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、会場受付にご提出ください。

当社ではクールビズを実施しております。そのため当社社員も軽装で対応させていただきますので、ご了承ください。会場地図は末尾をご覧ください。

今後株主総会の運営方法について変更等がある場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、以下のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.tokaitokyo-fh.jp/investors/stock/meeting/>



株主総会開催日時

2025年6月26日 (木) 午前10時

詳細は12頁をご覧ください

▶ インターネット



スマートフォン等により**議決権行使書用紙のQRコード**を読み取るか、
議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) に
アクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び
「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

会社提案のすべての議案について賛成、株主提案のすべての議案について反対とされる場合は、「すべての会社提案議案について「賛成」する」をご選択ください。

行使期限

2025年6月25日（水）午後5時10分受付分まで

詳細は11頁をご覧ください

▶ 書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

第2号議案、第6号議案及び第7号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号を記入ください。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があつたものとして取り扱います。

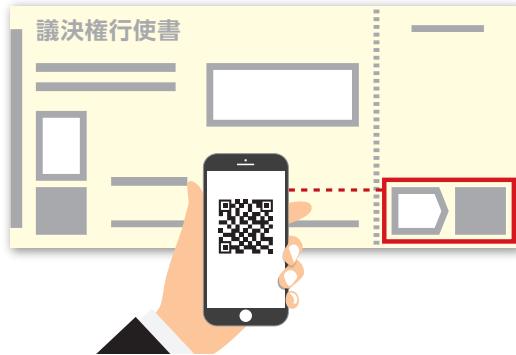
行使期限

2025年6月25日（水）午後5時10分 到着分まで

詳細は12頁をご覧ください

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンによる議決権行使



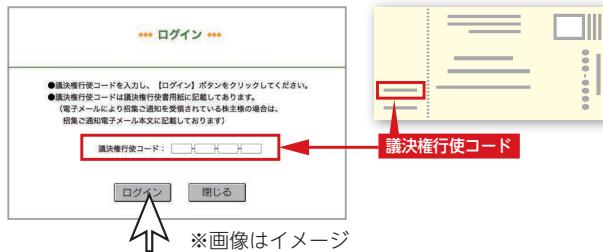
会社提案のすべての議案について賛成、株主提案のすべての議案について反対とされる場合は、“すべての会社提案議案について「賛成」する”をご選択ください。

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

※一度議決権行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

パソコンによる議決権行使



下記ウェブサイトにアクセスしたのち、お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス

ウェブ行使
<https://www.web54.net>

■ご留意いただく事項

インターネットによる議決権行使と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

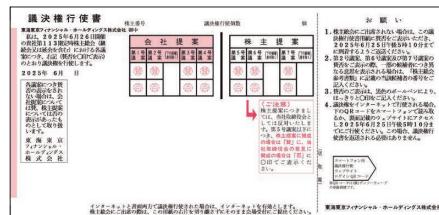
なお、インターネット等により複数回議決権行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権行使された場合も同様に、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

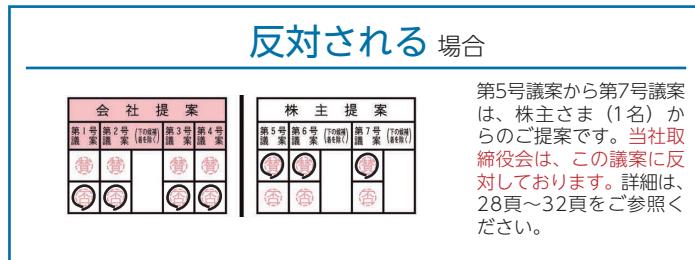
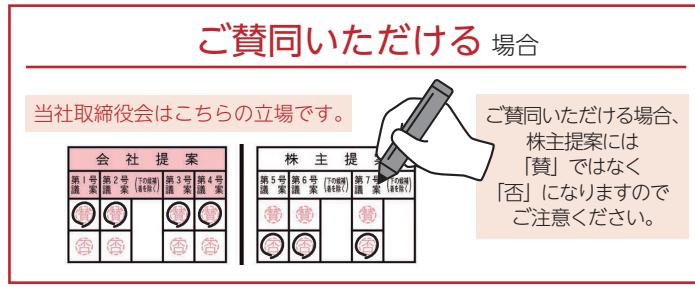
書面による議決権行使のご案内

議決権行使書の記載例

同封の議決権行使書に、各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送（ご持参）ください。議案の内容は株主総会参考書類（13頁～32頁）をご参照ください。



- ※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
- ※ 第2号議案、第6号議案及び第7号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号を記入ください。



■お問い合わせ先について

- (1) インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間9:00～21:00)
- (2) 上記（1）以外のご登録の住所・株式数のご照会等は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間9:00～17:00 土日休日を除く)

※機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの配当還元を安定的かつ継続的に実施するとともに、中期経営計画に掲げる「金融力の強化」及び「異次元に向けた重点施策」の推進に積極的に取り組むことにより、更なる企業価値の向上を目指すことを基本方針としております。

なお、当社は、2024年3月期以降、現在の中期経営計画期間（2027年3月期まで）における株主配当につきまして、以下のとおりとしております。

- ① 連結配当性向を50%以上とする
- ② 1株当たりの年間配当金を24円以上とする

上記①、②のいずれか高いものを配当基準とする。

以上の方針に基づき、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、中間配当金としてお支払いいたしました1株12円を含め、合計1株28円となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。

- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき普通配当金 16円
総額 4,016,087,920円

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が決定しております。また、監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当事業年度における取締役会への出席状況
1	再任 石田建昭 いし だ たて あき	代表取締役会長	15回中15回出席
2	新任 春日井博 か すが い ひろし	副社長	—
3	再任 北川尚子 きた がわ なお こ	取締役	11回中11回出席
4	再任 中山恒博 なか やま つね ひろ	社外取締役 独立役員	15回中15回出席
5	再任 宮沢和正 みや ざわ かず まさ	社外取締役 独立役員	15回中15回出席

候補者番号

1

いし だ たて あき
石 田 建 昭

1946年1月2日生



再任

■ 所有する当社株式の種類
及び数

普通株式 596,200株

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

15回中15回出席

■ 当事業年度における
指名・報酬委員会への
出席状況

6回中6回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1968年 4月 (株)東海銀行入行
- 1992年 4月 欧州東海銀行頭取
- 1994年 6月 (株)東海銀行取締役
- 1996年 6月 同行常務取締役
- 1998年 6月 東海投信投資顧問(株)取締役社長
- 2001年 4月 欧州東海銀行会長
- 2002年 4月 UFJインターナショナル会長
- 2003年 4月 同社社長
- 2004年 5月 当社顧問
- 2004年 6月 当社代表取締役副社長
- 2005年 3月 当社代表取締役社長
- 2006年 6月 当社代表取締役社長最高経営責任者（CEO）
- 2009年 4月 東海東京証券(株)代表取締役会長最高経営責任者（CEO）
- 2014年 6月 (株)名古屋証券取引所取締役（現任）
- 2016年 8月 (一財)東海東京財団代表理事（現任）
- 2019年 4月 東海東京証券(株)取締役（現任）
- 2021年 6月 当社代表取締役会長（現任）

■ 重要な兼職の状況

- 東海東京証券(株) 取締役
- (株)名古屋証券取引所 取締役
- 一般財団法人東海東京財団 代表理事

■ 取締役候補者とした理由

石田建昭氏は、2005年3月に当社代表取締役社長に就任して以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し、取締役としての職務を果たしております。同氏の経営者としての豊富な経験・実績・識見を経営に活かすことは、当社グループの経営戦略の推進及び持続的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

かす
か
い
ひろし
春 日 博

1963年9月10日生



新任

■ 所有する当社株式の種類 及び数

普通株式 23,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1987年 4月 (株)東海銀行入社
 2010年 7月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)市場商品統括部特命部長（兼）三菱UFJ証券ホールディングス(株)事業統括部参事
 2012年 7月 Mitsubishi UFJ Securities International plc. (ロンドン)
 Managing Director/Head of Administration Unit, Head of Global Liaison
 2015年 4月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)市場商品統括部部長（兼）三菱UFJ証券ホールディングス(株)グローバル業務戦略部参事
 2017年 6月 同社執行役員コンプライアンス統括部部長（兼）三菱UFJ証券ホールディングス(株)執行役員コンプライアンス統括部部長
 2018年 6月 同社執行役員コンプライアンス統括部部長（兼）三菱UFJ証券ホールディングス(株)執行役員コンプライアンス統括部部長（兼）MUSビジネスサービス(株)取締役（兼）(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員コンプライアンス統括部部長（特命担当）
 2019年 1月 同社執行役員コンプライアンス統括部部長（兼）三菱UFJ証券ホールディングス(株)執行役員コンプライアンス統括部部長 兼 執行役員グローバル規制対応戦略室長（兼）MUSビジネスサービス(株)取締役（兼）(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員コンプライアンス統括部部長（特命担当）
 三菱UFJ国際投信(株)常勤社外監査役
 当社顧問
 2019年 6月 東海東京証券(株)常務執行役員グローバル・マーケットカンパニー副カンパニー長
 2020年 6月 同社専務執行役員経営企画本部長
 2020年 7月 同社専務執行役員リスク管理本部長
 2021年 4月 当社副社長戦略推進グループ担任 兼 デジタル部門長
 2023年 4月 当社副社長戦略推進グループ担任（現任）
 2024年 8月 当社副社長戦略推進グループ担任 兼 デジタル部門長
 2025年 4月 当社副社長戦略推進グループ担任（現任）

■ 重要な兼職の状況

■ 取締役候補とした理由

春日井博氏は、当社及びグループ会社において、マーケット部門、経営企画、リスク管理部門、デジタル部門等の幅広い業務に従事してまいりました。当社グループの戦略推進の責任者として、中期経営計画の達成に向けた事業戦略等を積極的に推進することが当社グループの企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

きた がわ なお こ
北川 尚子

1968年3月9日生



再任

■ 所有する当社株式の種類
及び数

普通株式 103,900株

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

11回中11回出席

※ 2024年6月26日就任以降に開催された取締役会等への出席回数です。

■ 略歴、当社における地位及び担当

- | | |
|----------|--|
| 1990年 4月 | 丸万証券(株)入社 |
| 2005年 9月 | 当社小牧支店長 |
| 2008年 4月 | 当社豊田支店長 |
| 2011年 5月 | 東海東京証券(株)名古屋支店営業二部長 |
| 2013年 4月 | 同社執行役員ウェルスマネジメント本部副本部長 |
| 2014年 4月 | 同社執行役員ウェルスマネジメント本部長 |
| 2015年 4月 | 同社常務執行役員ウェルスマネジメント本部長 |
| 2017年 4月 | 当社専務執行役員特命担当 |
| 2017年 5月 | 高木証券(株)副社長執行役員企画担当 |
| 2017年 6月 | 同社代表取締役副社長企画管理本部長 |
| 2019年 9月 | 当社専務執行役員総合企画グループ担任 |
| 2021年 4月 | 東海東京証券(株)専務執行役員グローバル・マーケットカンパニー副カンパニー長 |
| 2022年 4月 | 同社副社長グローバル・マーケットカンパニー長 |
| 2023年 4月 | 同社代表取締役社長 (現任) |
| 2024年 6月 | 当社取締役 (現任) |

■ 重要な兼職の状況

東海東京証券(株) 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

北川尚子氏は、2023年4月より当社中核子会社である東海東京証券(株)の代表取締役社長に就任しており、当社及び当社グループにおいて、リテール部門、ウェルスマネジメント部門、経営企画部門、マーケット部門等の幅広い業務に従事し、業務全般に関する豊富な知識・経験を有しております。当社及び当社グループの今後の成長に向けた事業戦略等を積極的に推進し、職務を適切に遂行していくことから、当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

なかやまつねひろ
中山恒博

1948年1月20日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類
及び数

0株

■ 社外取締役在任年数
(本総会終結時)

7年

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

15回中15回出席

■ 当事業年度における
指名・報酬委員会への出席状況

6回中6回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1971年4月 (株)日本興業銀行入行
 1999年6月 同行執行役員営業第一部長
 2000年9月 (株)みずほホールディングス常務執行役員
 2002年4月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員
 2004年4月 同行取締役副頭取
 2007年4月 メリルリンチ日本証券(株)顧問
 2007年5月 同社代表取締役会長
 2008年11月 同社代表取締役会長 兼 社長
 2009年3月 同社代表取締役会長 兼 社長
 (兼) バンク・オブ・アメリカグループ在日代表
 2010年7月 メリルリンチ日本証券(株)代表取締役会長
 2017年6月 同社取締役
 2017年7月 同社特別顧問
 2018年6月 当社取締役
 2019年6月 三井不動産(株)取締役 (現任)
 2020年6月 当社取締役 (監査等委員)
 2021年6月 当社取締役 (現任)
 2024年5月 昭和西川(株)取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

- 三井不動産(株) 取締役
 昭和西川(株) 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中山恒博氏は、金融機関の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏には、引き続き大手銀行及び証券会社での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見・金融業界における専門的な知見を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といました。

■ 独立性

中山恒博氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ています。

候補者番号

5

み や ざ わ か づ ま さ
宮 沢 和 正

1956年2月20日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類
及び数

0株

■ 社外取締役在任年数
(本総会終結時)

2年

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

15回中15回出席

■ 当事業年度における
指名・報酬委員会への出席状況

6回中6回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1980年4月 ソニー(株)入社
- 1997年4月 ソニー・アメリカIT事業部企画部部長
- 1999年4月 ソニー(株)ICカード事業部総合企画部部長
- 2001年1月 ビットワレット(株)執行役員常務最高戦略責任者
- 2006年10月 東京科学大学経営システム工学講師（現任）
- 2010年1月 楽天Edy(株)執行役員企画部長
- 2017年1月 ソラミツ(株)COO最高執行責任者
- 2020年4月 同社代表取締役社長（現任）
- 2020年4月 Digital Platformer(株)取締役
- 2021年10月 ReNet Soramitsu Financial Technology Co., Ltd.取締役
- 2023年6月 当社取締役（現任）
- 2025年5月 ソラミツCBDC(株)取締役会長（現任）

■ 重要な兼職の状況

- ソラミツ(株)代表取締役社長
- ソラミツCBDC(株)取締役会長

■ 社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要

宮沢和正氏は、デジタル関連の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏のデジタル関連企業における豊富な経験と高い専門性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等において十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

■ 独立性

宮沢和正氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上表における「当社」は、2009年3月までは商号変更前の「東海東京証券株式会社」、2009年4月以降は商号変更後の「東海東京 フィナンシャル・ホールディングス株式会社」であります。
3. 当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、中山恒博、宮沢和正の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」という。）を締結しております。これら両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないと想定されます。（保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。）
なお、各候補者の任期途中である2025年7月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

ご参考

取締役会の構成（スキル・マトリックス）

各委員会の構成

主な専門性・バックグラウンド

氏名	役職等		監査等委員会	指名・報酬委員会	総合リスク管理委員会	人事委員会	企業経営	グローバル	法務	財務・会計	金融・経済	行政	ICT	サステナビリティ
石田 建昭	代表取締役会長	業務執行		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
春日井 博	代表取締役社長	業務執行		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
北川 尚子	取締役	非業務執行				○				○		○	○	○
中山 恒博	社外取締役	独立役員 非業務執行	○		○	○		○	○					
宮沢 和正	社外取締役	独立役員 非業務執行	○		○	○				○	○			
大野 哲嗣	取締役	非業務執行	○						○	○				
山崎 穣一	社外取締役	独立役員 非業務執行	○					○		○	○			○
池田 紗子	社外取締役	独立役員 非業務執行	○	○			○	○						
太田 克彦	社外取締役	独立役員 非業務執行	○	○		○	○		○	○				

※第2号議案が原案どおり承認可決された場合の構成（予定）です。

スキルの定義

項目	スキルの内容・選定理由
企業経営	当社グループを取り巻く事業環境が大きく変化する中で、現中期経営計画を達成し、企業価値向上を図るためにには、企業経営全般に関する豊富な知識や経験・実績が必要であるため。
グローバル	当社グループの中核事業である金融商品取引業において、マーケットはグローバルベースで変動しており、また、各種施策・戦略において先行する海外金融機関の動向は重要。さらに、ガバナンスにおいてもグローバルな視座が必要となるため。
法務	中期経営計画の行動指針として、“Social Value & Justice” comes firstを掲げる当社グループにおいて、法令遵守、リスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスにおける知識・経験は重要であるため。
財務会計	強固な財務基盤の構築と適切な株主還元の実現、成長投資を含む財務・資本戦略の遂行において、財務会計分野における知識・経験は重要であるため。
金融・経済	中期経営計画の重要な要素である「金融力の強化」及び「異次元に向けた重点施策」を実現し、更なる成長を遂げるため、中核ビジネスである金融・経済分野における実務又はマネジメントの知識・経験は重要であるため。
行政	中核事業である金融商品取引業はもとより、中期経営計画におけるPowerful Partnersとの連携、New Bonanzaと呼ぶ新たな機能の追加、Digital New Worldの実現や地域創生において、行政の考え方の把握及びコミュニケーションは必要不可欠であることから、行政機関における知識・経験は重要であるため。
ICT	中期経営計画におけるDigital New Worldの実現に向け、デジタルを活用した新規ビジネスの創出、アライアンスの進展、顧客サービスの向上、業務効率化等、ITは欠かせないものとなっており、当社グループが革新的な発展を遂げるために、その知識・経験は重要であるため。
サステナビリティ	当社グループは“Social Value & Justice” comes firstを中期経営計画の行動指針として掲げ、地域・人・地球環境を大切にし、サステナブルでより良い社会の実現に向けた活動を実施。このようなサステナビリティ経営の実現のためには、SDGs、ESG関連の知識・経験が重要であるため。

取締役の選任に関する方針・手続き

(方針) 当社の取締役会は、取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）については、取締役候補者等選任・解任等基準に基づき、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有し、監督機能の向上に資する者を選任しております。監査等委員である取締役候補者については、監査等委員でない取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有する者を選任しております。また、社外取締役候補者については、上記に加え、別に定める社外取締役の「独立性判断基準」を考慮し選任しております。当社は社外取締役が全取締役の過半数に達しておりますが、取締役の指名に関する決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、「指名・報酬委員会」を設置しております。

(手続き) 上記方針に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名に関する事項については、指名・報酬委員会の答申を踏まえて審議のうえ、取締役会が決定しております。

なお、監査等委員である取締役の指名に関する事項については、指名・報酬委員会からの答申を得た後に、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会が決定しております。

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性判断基準を定め、以下に掲げるいずれかに該当する場合は、独立性を有していないものとしています。

1. 当社又はその中核子会社の業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人、又は過去において業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人であった者。
2. 金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又はその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
3. 当社又はその中核子会社を主要な取引先とする者（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
4. 当社又はその中核子会社の主要な取引先（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
5. 当社又はその中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
6. 当社又はその中核子会社から、一定額（過去3年間平均にて年間1,000万円）を超える寄付金を受領している者（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
7. 当社又はその中核子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産（過去3年間平均にて年間1,000万円以上の額）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家。
8. 当社又はその中核子会社を主要な取引先とする者である会計・法律事務所又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する社員、パートナー等（最近3年間において従事していた者を含む。）。
9. 当社又はその中核子会社の会計監査人又は会計監査人の社員等（最近3年間において当社又はその子会社の監査業務に従事した者を含む。）。
10. 当社の子会社が主幹事証券会社を務める会社の業務執行者（最近3年間において業務執行者であった者も含む。）。
11. 上記1から10のいずれかに該当している者の近親者（配偶者、二親等内の親族若しくは同居の親族）。
12. 当社又はその子会社の社外役員（取締役及び監査役）としての在任期間が通算8年を経過している者。
13. その他、当社の一般株主全体との間で上記1から12までで考慮されている事由以外の事情で実質的な利益相反が生じるおそれがある者。

上記に掲げるいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役とができるものとします。

なお、上記に掲げるいずれにも該当せず、独立社外取締役として選定することが可能である者であっても、総合的に判断して独立社外取締役候補者として選定しないことを妨げません。

※「主要な取引先とする者」：直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える場合をいいます。

※「主要な取引先」：直近事業年度における当社グループの年間連結営業収益の2%を超える場合をいいます。

※「その中核子会社」：東海東京証券をいいます。

第3号議案 取締役賞与支給の件

当期の業務執行取締役3名に対し、当期の業績を勘案のうえ、取締役賞与総額53,265,000円を上限として支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、事業報告「**3 会社役員に関する事項 - ⑧ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項**」に記載のとおりであり、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

また、本議案につき、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

第4号議案 当社及び子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者並びに使用人に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社及び子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者並びに使用人に対して新株予約権（以下、「本件新株予約権」という。）を無償発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の業務執行取締役に対して付与いたしますストック・オプションとしての報酬額は、事業報告「**3 会社役員に関する事項 - ⑥ 取締役のストック・オプション（非金銭報酬）に関する事項**」に記載のとおり、本件新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる本件新株予約権の総数を乗じた額となり、現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額として第104期定期株主総会決議により、ご承認いただいております年額300百万円に含めております。

また、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、事業報告「**3 会社役員に関する事項 - ⑧ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項**」に記載のとおりであり、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認されると、本議案の対象となる当社の取締役は、当社の業務執行取締役2名及び子会社の業務執行取締役を兼務する当社の非業務執行取締役1名となる予定です。

(1) 特に有利な条件をもって本件新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

株主との利害の一致を図りながら、当社及び子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者並びに使用人に当社グループ全体の業績向上という共通のインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として、当社及び子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者並びに使用人に対して、本件新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 本総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定ができる本件新株予約権の数の上限

本総会の決議により、割り当てることができる本件新株予約権の数は1,600個を上限といたします。また、本件新株予約権を使用することにより交付される当社普通株式の数は、160万株（発行済株式総数比約0.61%）を上限といたします。

ただし、後述の(4)①の規定に従い、付与株式数の調整が行われた場合は、本件新株予約権にかかる調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とします。

(3) 本件新株予約権については、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととします。

(4) 本件新株予約権の内容

① 本件新株予約権の目的である株式の数

本件新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式1,000株とします。

なお、本件新株予約権割当て後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、本件新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整します。

ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

上記のほか、本件新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

② 本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本件新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本件新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。

本件新株予約権割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社普通株式の処分（新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、当社の保有する当社普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替えます。

上記のほか、本件新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

③ 本件新株予約権の行使期間

本件新株予約権の割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から、7年間といたします。

④ 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(ロ) 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤ 譲渡による本件新株予約権の取得の制限

譲渡による本件新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑥ 合併、会社分割等の組織再編行為の場合の措置

当社が他社と吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割その他の組織再編（以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本件新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本件新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

(二) 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める本件新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記③に定める本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (ホ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定します。

(ヘ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記②で定められる行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とします。

(ト) その他新株予約権の行使の条件及び新株予約権の取得事由

下記⑦及び⑨に準じて決定します。

(チ) 謾渡による新株予約権の取得の制限

謾渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とします。

⑦ 本件新株予約権の取得事由

吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書（会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。）の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本件新株予約権が承継されないこととなった場合、本件新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本件新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑧ 本件新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

⑨ その他の本件新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権者は、本件新株予約権行使時において、当社及び子会社の業務執行取締役、執行役員とこれに準ずる者並びに使用人（使用人には当社又は子会社への出向者を含む。）たる地位を有することを要するものとします。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、当社又は子会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づいてかかる地位を喪失した場合はこの限りではありません。

- (ロ) 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の本件新株予約権を使用することはできなくなるものとします。

- (ⅰ) 当社若しくは子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

- (ⅱ) 禁固以上の刑に処せられた場合。

- (ⅲ) 破産の申立若しくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合。

<株主提案>

第5号議案から第7号議案は、株主（1名）からのご提案によるものです。なお、当該提案株主（1名）の議決権の数は303個（議決権比率0.012%）であります。

以下の各議案の「件名」、「提案内容」及び「提案理由」は、形式的な修正を除き、誤字・脱字や事実認識も含め、当該提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第5号議案

定款一部変更

社名を東海東京フィナンシャル・ホールディングスから石田帝国証券フィナンシャル・ホールディングスに改名せよ

提案理由

絶対支配の帝国を築いたフジサンケイグループの日枝代表が全国的に有名。しかし、東海東京FHの会長石田建昭氏もこれに劣らない権力者である。2004年6月代表取締役副社長に就任し、20数年に亘、石田帝国を築いた。その間石田氏に対する「超長期政権」に対する社内から怨嗟の声は上がるが、うまく乗り越え今日まで石田帝国支配が継続する。私が株主である大和証券では5・6年でトップが交代。これが普通で常識ある企業。何時までも、人事権を握り権力ポストを離さない企業人は失格である。コーポレートガバナンスとは1、取締役会の構成2、透明性の確保3、株主の権利4、利益相反の確保5、法令順守が求められる。最終的に企業人とは株主や社会全体に対する責任を一番自覚する人のことだ。東海東京FHはプライム市場の一員。

株主は出資者であり「長期政権や絶対権力者」を望んでいない。一日も早くコーポレートガバナンスが効く企業へ変身を願いたい。

【第5号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

2. 反対の理由

当社は、過半数を社外取締役によって構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役候補者の指名、取締役の解任及び報酬等については指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定する等、当社の役員人事に関する事項の決定プロセスの客觀性と透明性の確保に努めております。石田建昭氏につきましても、1年毎に、そのような客觀性・透明性が確保されたプロセスを経て評価し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として選定したうえで、毎期の定期株主総会において株主の皆様にご承認いただいているものであり、その結果として、毎年取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任しているものです。また、当社は、代表取締役2名による共同経営体制を採用し、相互の牽制機能を確保しながら、その業務執行を行っております。

さらに、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、株主の権利の尊重等をその内容とするコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定めるとともに、コーポレー

トガバナンス・ガイドラインを策定し、それに従った経営を行う等、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めています。

以上のことから、取締役会としましては、提案された商号は、以上のような当社の実態に沿わない不適切な内容であり、株主共同の利益又は企業価値の向上に資するものではないと判断しております。

よって、取締役会としましては、本議案に反対いたします。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）解任3名（佐藤氏・北川氏・中山氏） とする。

1 取締役社長 佐藤昌孝氏を解任する。

提案理由

佐藤氏は東海東京証券（株）の社長や代表取締役会長に就任し、経験・実績はあるとのこと。しかし、突然2024年5月石田会長の指示により、株主総会で株主から取締役に選任されていない、佐藤昌孝氏が23年6月の定期株主総会で選任され、21年6月から代表取締役社長であった合田一郎氏に変わり社長職に就いた。東海東京FHはプライム市場の一員である。株主は思った石田帝国だ。

私が株主である大和証券はコーポレートガバナンスを遵守する為、到底あり得ない役員人事。

この強気な人事発動は、グループ内の東海東京証券に2018年6月元財務官僚であった玉木林太郎氏が社外取締役に就任。また、元総務審議官であった山田真貴子氏も社外取締役に天下り。その影響力？

ネット上では、フジテレビの社外取締役に元総務官僚であった山田真貴子氏が今回、(夫)の吉田姓で吉田真貴子として社外取締役に就任と聞く。コーポレートガバナンスを守らない佐藤昌孝氏は解任。

2 取締役 北川尚子氏を解任する。

提案理由

2023年中核子会社である東海東京証券（株）の社長経験者である。

思えば仕組債販売トラブルで名前を全国的に売ったこと、株主は記憶にある。また、東京東海証券は他の証券会社では見られない有力地銀との提携合弁会社7行とも余り「業績は芳しくなく」身動きが取れないと悲鳴を聞く。時代はネット証券が主流である。

北川尚子取締役に聞きたい。合弁会社に出資してきた資金の回収は今後の解決方法とは？私が株主である大和証券は四銀に次ぎ岩手銀と包括的業務提携し、同行の証券口座を継承。社員を出向させ営業連携。合弁会社の提携ではなく直接、大和証券社員が銀行本店入りだ。

もう一つの株主である山口FGは傘下のワイエム証券も仕組債を販売停止等から営業収益は芳しくない。北川氏は積み残した課題を解決しないで東海東京FHの取締役に就任。北川尚子氏に期待なし。大胆な資本政策無の東海FHのPBRは0.66・大和証券は0.91が物語る。

3 取締役（独立役員） 中山亘博氏を解任する。

提案理由

中山亘博氏は日本興業銀行出身である。みずほ・メリルリンチ日本証券・三井不動産などを経験し企業経験は豊富との触れこみである。

しかし、東海東京FHの社外取締役としての職責は果たしていない。

単に、石田帝国を守りぬく駒にすぎず、株主提案を撥ねつけコーポレートガバナンスを遵守する役員とは映らない。

株主は思う。日本の社外取締役は単なる数合わせに過ぎない。株主側に立たず重大な課題に目をつぶり、見ようとしている態度。目線はいつも石田会長に向く。社外取締役はとは楽な職責である。

重大な問題に背を向け審議せず、常に経営問題はないとの態度。

会社の根幹に係る株主提案を提示されても蚊帳の外。解決する気力も努力もない。ただ、長く役員として役職に就き、役員報酬額を受け取ることが一番と考える。改善・改革に興味なしの社外取締役（独立役員）は要らない。

解任する。

【第6号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

取締役 佐藤 昌孝、北川 尚子及び中山 恒博の3氏は、取締役就任以来、豊富な業務経験や識見を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の点において、当社グループの発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

また、同3氏につきましても、前記【第5号議案に対する取締役会の意見】「2. 反対の理由」にて記載したような客觀性・透明性が確保されたプロセスを経て、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として選定し、昨期の定期株主総会において株主の皆様にご承認いただいたうえで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任しており、1年の任期満了毎に、そのようなプロセスを経て、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として選定することの適切性について評価しております。

以上のことから、取締役会としましては、本総会において同3氏を解任する理由はないと考えており、本議案に反対いたします。なお、当社の監査等委員会も、同3氏の解任に反対しております。

第7号議案 監査等委員である取締役2名（池田氏・太田氏）を解任する。

1 社外取締役・独立役員 池田 綾子氏を解任する。

提案理由

弁護士とある。しかし、株主が激怒する横暴な人事を許し見逃している、社外取の職務をはたしていない。単なる数合わせ社外取の一員と見た。「株主総会で承認されていない」佐藤氏を社長と認めるなど「大所高所」から判断しないことに疑問。コーポレートガバナンスが全く効いていない。

株主や市場関係者に対し失礼な行為。独立役員として注意すべきだ。

私は、かつて四国銀行と株主代表争訟で争い、約10年かけ勝訴し、判例を作った。裁判日はすべて出席し訴訟準備関連も手伝った。裁判のしんどさ。

弁護士の仕事。少しあは理解できる。弁護士だから、独立役員の職務を果たして貰いたい。約20年に亘、トップの座に君臨する石田氏に対し、プライム市場の一員であるとの自覚を進言すべき。やりたい放題野放しでは、独立役員の意味がない。私が株主である「大和証券」では、到底あり得ない。何の制限もなく、首を傾げる行為が堂々と実行されている。

2 社外取締役・独立役員である太田 克彦氏を解任する。

提案理由

太田 克彦氏は大手鉄鋼メーカーの企業経営者として勤務し、実績・識見は高く評価に値するとの触れ込み。しかし、株主は期待外れ。監査等委員としての独立性はなく、存在価値もない。石田氏の20数年にわたるトップの座を許し、フジテレビ支配者である日枝氏に準ずるごとくの石田建昭氏を支え続けている独立役員。確かに、太田 克彦氏は鉄鋼関係者であるが故、地盤固めは得意であろう。その力をコーポレートガバナンスに使って貰いたい。

石田長期政権に加担している。かつて主力子会社の東海東京証券は、個人向け営業での仕組債販売で世間では「行儀が悪いビジネス」との評判であった。

太田氏は堅い鉄鋼メーカーの出身。コーポレートガバナンスを感じない企業。鉄鋼メーカー出身者の堅い実績・識見者には合わない。

【第7号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

監査等委員である取締役 池田 綾子及び太田 克彦の2氏は、監査等委員である取締役就任以来、豊富な業務経験や識見を活かし、社外取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等に尽力してお

り、十分にその職責を果たしております。

また、同2氏につきましても、前記【第5号議案に対する取締役会の意見】「2. 反対の理由」にて記載したような客観性・透明性が確保されたプロセスを経て、監査等委員である取締役候補者として選定し、昨期の定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいたうえで、監査等委員である取締役に就任しており、2年の任期満了毎に、そのようなプロセスを経て、改めて監査等委員である取締役候補者として選定することの適切性について評価しております。

以上のことから、取締役会としましては、本総会において同2氏を解任する理由はないと考えており、本議案に反対いたします。なお、当社の監査等委員会も、同2氏の解任に反対しております。

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

第113期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで（当連結会計年度））のわが国経済は、生鮮食品を中心とするインフレの高止まりが消費マインドを下押しする一方、6月から行われた所得減税や、企業の前向きな賃上げなどが個人消費を下支えしました。また、インバウンドがコロナ前の2019年を上回り過去最高となつたことで、宿泊・観光業界などに恩恵が広がりました。

海外においては、雇用や個人消費の底堅さを背景に米国経済が堅調を維持しました。一方、ユーロ圏は一時の低迷からは脱却したものの、低空飛行を継続しました。またアジアにおいては、減速気味だったインドが回復を見せたほか、中国経済は消費財の買い替え促進策や輸出の回復（「トランプ関税」前の駆け込み需要の可能性）などを背景に、持ち直す展開となりました。

日本株市場では、4月に40,600円台で始まった日経平均株価が、円安を背景に1989年12月以来の最高値を更新し7月には42,200円台まで上昇しました。しかし8月には、日銀のサプライズ利上げや円高を受けて、一時31,100円台まで急落、その後は米国株上昇に支えられて持ち直し、年内は39,000円前後で一進一退となりました。2025年になると、「トランプ関税」への警戒からリスクオフの流れが強まり、日経平均株価は35,600円台まで下落して3月の取引を終えました。なお、2024年4～2025年3月の東証プライム市場の1日当たり平均売買代金は5兆631億円（前年同期の1日当たり平均売買代金は4兆3,804億円）となっています。

米国株市場では、4月に39,800ドル台で始まったダウ平均株価が、良好な景気や長期金利の低下等を背景に概ね上昇基調を維持しました。夏場に40,000ドル台に乗せたダウ平均株価は、9月の米利下げ開始や11月5日のトランプ氏の大統領再選を機にさらに上昇、12月はじめには一時45,000ドル台の過去最高値を付けました。しかしその後は「トランプ関税」を巡る不透明感から乱高下する展開となり、最終的には42,000ドル近辺まで下げて3月の取引を終えました。

日本の長期金利は4月に0.73%の期中最低金利で始まった後、1%水準まで上昇しましたが、日銀の追加利上げで株価が急落したため、8月には0.74%まで低下しました。その後は米長期金利の上昇や日銀の追加利上げ観測を背景に反発基調が続き、3月には1.59%をつけ、最終的に1.49%で3月の取引を終えました。

米長期金利は4月に4.19%で始まった後、4.73%まで上昇しましたが、利下げ期待の高まりなどから低下基調を継続、9月には期中最低となる3.59%を付けました。9月のFOMCでは0.5%の利下げが行われましたが、パウエルFRB議長がタカ派姿勢を示したことやトランプラーで株価が上昇する中、1月には期中最高となる4.80%をつけました。しかし、「トランプ関税」への懸念によるリスクセンチメント悪化で、3月には4.10%まで低下し、4.20%で3月の取引を終えました。

ドル円は4月に1ドル151円台で始まる上昇が続き、7月3日には期中最高値となる161円台をつけました。その後、政府・日銀の大規模な円買い介入や日銀の追加利上げ、F R B の大幅利下げ観測から9月16日には期中最低となる139円台まで下落しました。しかし、9月のF O M C 後にドルの買戻しが強まつことや日銀の追加利上げ観測の後退によりドル円はその後反発に転じ、1月には158円台まで反発しました。しかし、「特朗普関税」への懸念が広がるとドル安円高が進み、149円台で3月の取引を終えました。

当社グループの経営成績の概況

営業収益	86,328百万円 前期比3.2%減少	経常利益	15,120百万円 前期比17.8%減少
純営業収益	83,182百万円 前期比4.0%減少	親会社株主に帰属する 当期純利益	11,048百万円 前期比8.4%増加

受入手数料

当連結会計年度の受入手数料の合計は2.5%減少(前年同期増減率、以下「① 事業の経過及びその成果」において同じ。)し411億78百万円を計上いたしました。

① 委託手数料

当社グループの株式委託手数料は15.9%減少し145億円となりました。委託手数料全体では15.0%減少し151億14百万円を計上いたしました。

② 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は16.8%増加し6億52百万円を計上いたしました。また、債券は29.1%増加し7億58百万円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では31.0%増加し15億1百万円を計上いたしました。

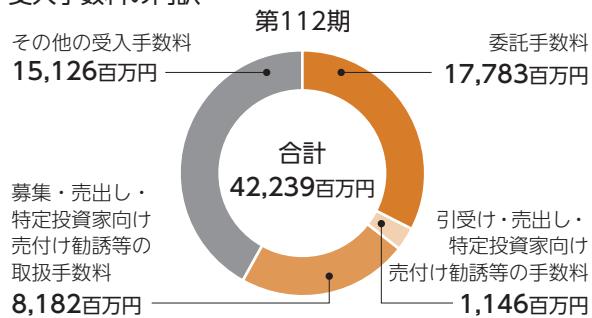
③ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は、1.9%減少し79億72百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では2.5%減少し79億76百万円を計上いたしました。

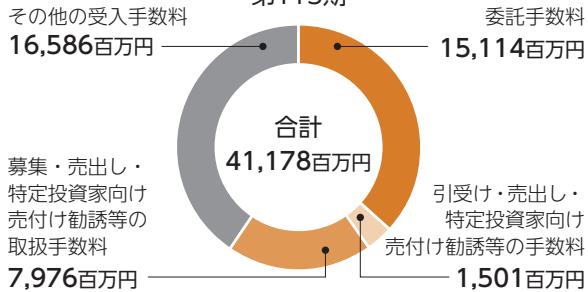
④ その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は22.2%増加し73億12百万円、保険手数料収入は16.3%増加し62億58百万円の計上となり、その他の受入手数料全体では9.7%増加し165億86百万円を計上いたしました。

受入手数料の内訳



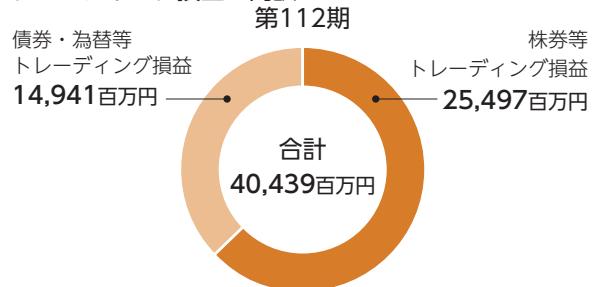
第113期



トレーディング損益

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は14.8%減少し217億29百万円の利益の計上となり、債券・為替等トレーディング損益は1.6%増加し151億75百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は8.7%減少し369億5百万円の利益を計上いたしました。

トレーディング損益の内訳



第113期



販売費及び一般管理費

当連結会計年度の取引関係費は8.2%増加し144億68百万円となりました。また、人件費は3.2%減少し328億55百万円、不動産関係費は0.6%減少し77億33百万円、事務費は2.0%減少し87億11百万円となりました。この結果、販売費及び一般管理費の合計は0.1%増加し714億42百万円を計上いたしました。

営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、投資事業組合運用益13億10百万円、受取配当金10億33百万円などを計上し、営業外収益の合計は6.3%増加し36億50百万円となりました。また、営業外費用は、投資事業組合運用損2億27百万円などを計上し、営業外費用の合計は21.5%減少し2億68百万円となりました。

特別損益

当連結会計年度の特別損益は、特別利益として27億63百万円を計上し、特別損失として8億37百万円を計上いたしました。

販売費及び一般管理費の内訳

(単位：百万円)

第112期	13,367	33,928	7,777	8,885	3,435	3,993	合計71,387
第113期	14,468	32,855	7,733	8,711	3,677	3,996	合計71,442

■ 取引関係費 ■ 人件費 ■ 不動産関係費 ■ 事務費 ■ 減価償却費 ■ その他

② 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、大きく変化してきております。A I 等のテクノロジーの活用が事業展開に欠かすことができない存在となってきており、また、環境への配慮や社会的責任を企業がどのように果たしていくか等、サステナビリティ経営が企業に強く求められるようになりました。対面証券ビジネスにおいては、専門性・人間性を備えた人材やインフラが必要な参入障壁が高いビジネスモデルであるものの、手数料体系の変化、賃金、システム、物価や金利の上昇や規制・制度改革、デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」）の加速等により、その在り方が大きく変容してきております。

そのような環境下、当社グループでは、2022年4月より5カ年の中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」（以下「本計画」）を策定し、推進しております。本計画は、「『誇り』と『憧れ』を感じる企業グループ」となるために、「“Social Value & Justice” comes first」を行動指針として、「異次元の世界」への到達に挑戦するものです。そのための戦略の基本方針として、「金融力の強化」と「異次元に向けた重点施策」を掲げ、「金融力の強化」においては、収支構造改革への取組み、安定収益基盤の拡大を強化し、「異次元に向けた重点施策」では、Powerful Partners（※1）との協業、New Bonanza（※2）の創出等に一層注力とともに、デジタル分野では、当社の子会社であるC H E E R 証券等において先進的な金融サービスの提供を図っております。



※1 電力会社、通信会社、金融機関、商社、不動産、大学、地方銀行、地方公共団体といったパートナー
※2 新しい金鉱脈となるビジネスや機能

本計画3年目にあたる当連結会計年度において、グループK G I である自己資本利益率（R O E）は6.1%、預り金融資産は10.9兆円、重要なK P I である経常利益は151億円となりました。

本計画における主な課題として認識している事項、及びそれに対する取組みは以下のとおりであります。

戦略の基本方針		課題・取組み
金融力の強化		<ul style="list-style-type: none"> ・富裕層向けのブランドとして、「Orque d'or（オルクドール）」を確立し、サロンや証券担保ローン等の商品、営業員の育成等を取組み、お客さまの資産全体を活用する資産ポートフォリオモデルのサービスを推進。 ・新たに準富裕層やアッパーマス層との取引拡大・深耕を図る「クレールシエル戦略」を本格推進、金融・非金融両面のサービスを提供するブランドを確立。 ・顧客ニーズに応えた新商品の開発による取引拡大、市場の変化に柔軟に対応可能とするトレーディングキャパシティの強化と専門性の向上。 ・日本最大級のスタートアップ支援拠点であるSTATION Aiとの連携、オルクドール AOYAMAに専門のフロアを設ける等のスタートアップ拡大支援、IPOの引受強化。 ・地方銀行との提携合弁証券における媒介型モデルの導入、富裕層・法人向けサービスの展開、効率経営の推進。
異次元に向けた重点施策		<p>Powerful Partnersとの各提携モデルの推進、顧客基盤拡大と証券機能だけでの総合金融サービスの獲得。</p> <p>(1) 当社グループを補完する機能を持つ企業との提携により、フルラインの機能提供 (2) 当社グループのDXインフラを中心とした提携 (3) 新たに銀行と提携し、銀行・証券代理店を展開</p>
行動指針		課題・取組み
“Social Value & Justice” comes first		<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動や人的資本、ウェルビーイングを中心に持続可能性への取組みの更なる強化。情報開示の充実化を図ることによる、ESG指数「FTSE Blossom Japan Index」を含む指数への継続採用の実現。透明性のある情報提供を通じた、ステークホルダーとの信頼関係の深化と企業価値の向上を目指す。 ・東海東京証券ではお客様本位の業務運営の実行のためNPS[®]※向上をKPIに設定。 ・人的資本経営として、社員教育に積極的に投資しているほか、ポジションチャレンジや「Humanity Enhancement Program」等社員の自律的なキャリア構築のためのチャレンジ支援、働きやすい職場環境の整備。 ・ESG評価機関による当社グループの取組状況の評価取得と改善活動（FTSE評価「3.5」、MSCI評価「BBB」、CDP評価「B」） ・開示情報の充実とステークホルダー等との対話の拡大 <p>※NPS[®]は、ベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズ（現NICE Systems, Inc.）の登録商標。「Net Promoter Score（ネット・プロモーター・スコア）[®]」の略で、正味推奨者比率と訳され、顧客ロイヤルティ（企業やブランドに対する愛着・信頼の度合い）を数値化する指標。</p>

③ 設備投資・資金調達等の状況

当連結会計年度は、設備投資において特記すべき事項はありません。

資金調達につきましては、主たる事業である金融商品取引業の運転資金の調達において銀行等の金融機関からの借入金のほか、当社を調達主体とする社債の発行（当期発行総額52億4百万円、期末発行残高181億64百万円）及び短期社債の発行（当期発行総額811億円、期末発行残高141億円）を行いました。

④ 企業集団の財産及び損益の状況

区分	連結会計年度 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第110期	第111期	第112期	第113期
		百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益 (受入手数料)	80,975 (37,575)	73,383 (32,929)	89,201 (42,239)	86,328 (41,178)	
経常利益	12,979	6,346	18,397	15,120	
親会社株主に帰属する当期純利益	13,150	1,953	10,189	11,048	
1株当たり当期純利益	52.94	7.85	40.86	44.08	
総資産	1,581,231	1,056,020	1,400,360	1,409,429	
純資産	185,568	181,348	192,935	194,828	

⑤ 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社25社及び関連会社13社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務のほか、その他の金融業等を営んでおります。当社グループは、日本をはじめ、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

⑥ 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	100.0 %	金融商品取引業
C H E E R 証券株式会社	100	100.0	金融商品取引業
丸八証券株式会社	3,751	43.6	金融商品取引業
株式会社東海東京インテリジェンス・ラボ	50	100.0	情報サービス業、金融商品取引業、教育・研修業
東海東京インベストメント株式会社	300	100.0	ベンチャーキャピタル業務、有価証券の運用
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社	100	100.0	コンサルティング業、宅地建物取引業
東海東京サービス株式会社	30	100.0	不動産の賃貸・管理、事務代行業務
東海東京ビジネスサービス株式会社	50	80.0	証券会社のバックオフィス業務の受託
株式会社TTデジタル・プラットフォーム	100	100.0	アプリの企画・運営・開発等による情報提供サービス
株式会社E T E R N A L	50	100.0	生命保険・損害保険代理店事業
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	千香港ドル 155,000	100.0	証券業
Tokai Tokyo Securities Europe Limited	千英ポンド 3,000	100.0	証券業
Tokai Tokyo Securities (USA),Inc.	千米ドル 200	100.0	情報サービス業
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.	千シンガポールドル 5,000	100.0	資産運用業
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.	千シンガポールドル 20,000	100.0	有価証券の運用

- (注) 1. 2024年4月8日付でピナクルTTソリューション株式会社は、TTソリューション株式会社に商号変更し、2024年6月13日付で東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併をしております。
 2. 2024年10月2日付にてマフォロバ株式会社は、解散しております(2024年12月26日付で清算結了)。
 3. 2025年4月1日付で株式会社TTデジタル・プラットフォームは、C H E E R 証券を存続会社とする吸収合併をしております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	百万円 69,040	百万円 258,932

⑦ 主要な営業所及び従業員の状況

- ① 当社の主要な営業所
本店 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
- ② 子会社の主要な営業所
(国内)
東海東京証券株式会社 (愛知県、東京都など60店舗)
C H E E R 証券株式会社 (東京都)
丸八証券株式会社 (愛知県5店舗)
株式会社東海東京インテリジェンス・ラボ (愛知県、東京都)
東海東京インベストメント株式会社 (東京都、愛知県)
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社 (愛知県、東京都)
東海東京サービス株式会社 (愛知県、東京都)
東海東京ビジネスサービス株式会社 (東京都)
株式会社T Tデジタル・プラットフォーム (東京都)
株式会社E T E R N A L (兵庫県、東京都など47店舗)
(海外)
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited (中国・香港)
Tokai Tokyo Securities Europe Limited (英国・ロンドン市)
Tokai Tokyo Securities (USA),Inc. (米国・ニューヨーク市)
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd. (シンガポール)
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd. (シンガポール)

- ③ 当社及び子会社の従業員の状況

従業員数	2,658名 [573名]	前年度末比 3名増 [76名増]
------	------------------	---------------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社及び子会社から外部企業への出向者を除き、外部企業から当社及び子会社への出向者を含む。）であり、臨時従業員の年間平均人員数は〔 〕内外数で記載しております。
2. 上記のほか東海東京証券株式会社の歩合外務員の2025年3月末の人員は7名であります。

⑧ 主要な借入先及び借入金の状況

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	17,500
	長期借入金	19,000
株式会社三井住友銀行	短期借入金	3,500
	長期借入金	10,000
株式会社横浜銀行	短期借入金	4,000
	長期借入金	7,000
三井住友信託銀行株式会社	短期借入金	3,500
	長期借入金	6,000
株式会社山口銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	6,500
株式会社西日本シティ銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	5,000
株式会社みずほ銀行	長期借入金	7,500
株式会社池田泉州銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	3,200

(注) 市中銀行からの借入のうちコールマネーを除く主要なものを記載しております。

2 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数** 972,730,000株
- ② 発行済株式の総数** 260,582,115株
- ③ 株主数** 71,791名
- ④ 大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	36,927,800	14.71
株式会社三菱UFJ銀行	10,306,853	4.11
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	9,842,300	3.92
株式会社横浜銀行	7,014,553	2.79
日本生命保険相互会社	5,611,890	2.24
三井住友信託銀行株式会社	4,845,540	1.93
明治安田生命保険相互会社	4,406,000	1.76
三井住友海上火災保険株式会社	3,913,798	1.56
株式会社あいち銀行	3,566,671	1.42
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	3,507,500	1.40

(注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
 2. 上記のほか、当社が保有しております自己株式9,576,620株があります。

3 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	石田建昭	東海東京証券株式会社 取締役 株式会社名古屋証券取引所 取締役 一般財団法人東海東京財団 代表理事
取締役社長 (代表取締役)	*佐藤昌孝	東海東京証券株式会社 取締役
取締役	*北川尚子	東海東京証券株式会社 代表取締役社長
取締役	中山恒博	取締役会議長 三井不動産株式会社 取締役 昭和西川株式会社 取締役
取締役	宮沢和正	ソラミツ株式会社 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	大野哲嗣	一般財団法人東海東京財団 監事
取締役 (監査等委員)	山崎穣一	
取締役 (監査等委員)	池田綾子	原後綜合法律事務所 弁護士 東京応化工業株式会社 取締役
取締役 (監査等委員)	*太田克彦	

- (注) 1. *の取締役は、2024年6月26日開催の第112期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役のうち、中山恒博、宮沢和正、山崎穣一、池田綾子及び太田克彦の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、中山恒博、宮沢和正、山崎穣一、池田綾子及び太田克彦の5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、社外取締役の兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
3. 2024年6月26日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、合田一朗、林雅則、及び井上恵介の3氏は取締役を退任いたしました。
4. 取締役(監査等委員)大野哲嗣氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
5. 取締役(監査等委員)大野哲嗣氏は、当社及び当社グループにおいて投資銀行、経営企画、財務部門等の幅広い業務に従事し、業務全般、財務会計に関する豊富な知識・経験を有しております。
6. 中山恒博氏は、2024年5月29日付で昭和西川株式会社取締役に就任しております。

7. 宮沢和正氏は、2024年9月25日付でReNet Soramitsu Financial Technology Co., Ltd.取締役を退任しております。また、2025年5月1日付でソラミツCBDC株式会社取締役会長に就任しております。
8. 池田綾子氏は、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を2024年12月31日付で退所し、2025年1月1日付で原後綜合法律事務所に入所しております。

② 責任限定契約に関する事項

当社と監査等委員でない取締役2名（社外取締役）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の種類別の総額（百万円）				計
		金銭報酬		ストック・オプション		
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動報酬		
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	6 (2)	164 (30)	53 (-)	2 (-)	220 (30)	
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	5 (4)	62 (42)	— (-)	— (-)	62 (42)	
計 (うち社外取締役)	11 (6)	227 (72)	53 (-)	2 (-)	282 (72)	

- （注） 1. 括弧内の数字は社外役員の人員数及び支給額であります。
 2. 上記業績連動報酬等の額には、第113期定時株主総会に上程の取締役賞与支給の議案が承認された場合に支給予定の取締役賞与53,265千円が含まれております。
 3. 監査等委員でない取締役の報酬について、監査等委員会で検討いたしましたが、特に指摘すべき点はありません。

⑤ 取締役の業績連動報酬等に関する事項

① 業績指標の内容及びその選定理由

主に短期的な業績との連動性を図ることを目的に、自己資本利益率（R O E）を用いております。

② 業績連動報酬等の額又は数の算定方法

自己資本利益率（R O E）をベースとした連結業績に各役位の職務及び個人業績評価を加味して賞与額を算出し、毎事業年度一定の時期に、賞与を支給しております。

③ 業績連動報酬等の額又は算定に用いた業績指標の数値

経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」において、数値目標として自己資本利益率（R O E）のK G Iを12%としており、当事業年度における実績値は6.1%であります。

⑥ 取締役のストック・オプション（非金銭報酬等）に関する事項

株主との利害の一一致を図りながら、中長期的な当社グループ全体の業績向上というインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として付与しております。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となり、当該額を株主総会決議により承認いただく取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額に含めるものとしています。なお、業務執行取締役の付与個数については、指名・報酬委員会へ諮詢したうえで、取締役会にて決定しております。

⑦ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	金銭報酬	年額300百万円以内 (うち、社外取締役分は100百万円以内)	2016年6月29日開催の第104期定時株主総会	5名（うち、社外取締役は2名）
監査等委員である取締役の報酬	金銭報酬	年額150百万円以内	2016年6月29日開催の第104期定時株主総会	4名（うち、社外取締役は3名）

⑧ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 決定方針の決定方法

任意の指名・報酬委員会から答申された取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針について、2021年2月22日及び同年6月25日開催の取締役会において、決議しております。

② 決定方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成するものとし、さらに業績連動報酬は、短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である賞与と中長期の業績に基づき変動するインセンティブ報酬であるストック・オプションにより構成するものとしております。業務執行取締役には固定報酬と業績連動報酬を7：3の割合を目安に配分しており、社外取締役及び監査等委員である取締役は、固定報酬のみの支給しております。

固定報酬については、各役位の職務に応じて毎月固定額の固定報酬を支給しております。また、業績連動報酬である賞与及びストック・オプションに関する方針は、上記「取締役の業績連動報酬等に関する事項」及び「取締役のストック・オプション（非金銭報酬等）に関する事項」に記載のとおりです。

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置しており、指名・報酬委員会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する算定方法及び水準について代表取締役会長、取締役会及び監査等委員会に対して答申を行っております。

また、取締役会は独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬の内容や制度構築・改定にかかる審議・決定をしております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役の金銭報酬について、指名・報酬委員会からの答申に基づき、2024年6月26日開催の取締役会において、代表取締役会長石田建昭に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行っております。

代表取締役会長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからでありますが、取締役会から委任を受けた代表取締役会長は、報酬水準の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会へ諮問したうえで、個人別の報酬等の額を決定しております。

⑨ 社外役員に関する事項

区分	氏名	出席状況	主な活動状況
取締役	中山 恒博	取締役会 15回/15回 指名・報酬委員会 6回/6回	大手銀行及び証券会社での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見・金融専門性を活かし、当社グループの戦略方針から個別施策に至るまで、経営目線での助言等を数多く行っております。さらに取締役会議長及び指名・報酬委員会委員長として、審議の充実等に主導的な役割を果たしております。
取締役	宮沢 和正	取締役会 15回/15回 指名・報酬委員会 6回/6回	デジタル関連の企業経営者として長年務められてきた豊富な経験と高い専門性を活かし、経営目線での助言等を行うとともに、当社グループのデジタル戦略への取組み等、積極的な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山崎 穩一	取締役会 15回/15回 監査等委員会 13回/13回 指名・報酬委員会 2回/2回	長年の行政官としての金融・経済に関する専門的な知見と豊富な経験を活かし、総合的・専門的見地から当社グループの戦略や個別施策等へのリスクマネジメントを意識した積極的な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	池田 綾子	取締役会 15回/15回 監査等委員会 13回/13回 指名・報酬委員会 6回/6回	長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、法律の専門家として、経営から独立した立場で当社グループの戦略や監督機能の実効性強化等における発言を積極的に行っております。
取締役 (監査等委員)	太田 克彦	取締役会 11回/11回 監査等委員会 10回/10回 指名・報酬委員会 4回/4回	大手企業での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、当社グループの戦略方針や個別施策等へ経営目線での助言等を行うとともに、総合的見地から積極的な発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	55百万円
②当社及び当子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	149百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人から当事業年度の監査計画について説明を受け、監査体制、監査計画の内容・監査時間及び監査範囲等との整合性を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の国内子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務について対価を支払っております。
4. 上記以外に、当社の前事業年度の監査に係る追加報酬が6百万円あります。

③ 子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、丸八証券株式会社、Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited、Tokai Tokyo Securities Europe Limited、Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.及びTokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

④ 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会の決議に基づき、会計監査人を解任いたします。

なお、この場合には監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障等がある場合又は継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象があると判断した場合には、株主総会に上程する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当社は、会計監査の透明性確保等の観点から「会計監査人のローテーション制度導入に関する基本方針」(2020年12月21日開催 監査等委員会決議)に基づき、会計監査人のローテーション制度を導入しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分		金額	区分		金額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	現金及預金	112,260	流動負債	トレーディング商社	396,275
預託金	預金	86,825	商品有形资产	商品等引債金	370,718
顧客の他の預託金	信託金	80,627	リバティバランシング	金	25,556
トレーイング商品	信託金	6,197	用取引	債券取引	16,804
デイバタイング商品	商品等引債金	342,958	用取引	引借券受入	14,363
デリバティブ取引	証券	328,641	用取引	貸券担保借入	2,441
約定見返勘定	有価証券	14,317	有価証券	借取引	298,596
信用取引	金	73,349	現先取引	現引借入	106,437
信用取引	預定資産	108,877	預受短期入期	引り保借入	192,158
信用取引	貸付	64,728	短期入期	証入	82,184
信用取引	金	44,149	年内償還	社定の社	12,904
有価証券担保貸付	金	419,649	1年償還	予人当税	202,696
借入有価証券担保	金	70,122	未払引当	法定引当	14,100
現先取引	金	349,527	員賞与	引当の引当	5,464
立替	金	1,295	員賞与	の引当	1,916
短期差入保証	金	56,332	現役退職	引当の引当	2,606
短期貸付	金	110,680	長線役員退職	引当の引当	53
未収の引当	益他金	5,152	借入負引	の引当	7,526
倒当	金	4,936	延税	負引	1,041,128
△142		1,322,176	税	合計	
流动資産合計			借入負引	債負	12,699
固定資産	有形固定資産	10,520	借入負引	債負	153,300
建物	建物	4,910	借入負引	債負	3,402
器具	器具	2,309	税	合計	132
土地	地	3,300	借入負引	債負	139
無形固定資産	のれん	7,276	税	合計	3,015
のソフトウ入	ア权他産	448	借入負引	債負	172,688
電話のの	工入	6,794	借入負引	債負	
投資その他の資	の權他資	31	税	合計	784
投資その他の資	の權他資	1	借入負引	債負	784
投長緑延税	差入保証	69,454	借入負引	債負	1,214,600
退職給付に係る資	金	56,226	の他包括	合計	
そ貸倒引当	金	4,800	の他包括	合計	本金式計額金
固 定 資 産 合 計	資	116	の他有価証券評価差額	金	36,000
資 産 合 計	合	7,309	替換算調整勘定	式計額金	24,380
資 産 合 計	計	1,326	退職給付に係る調整累計	金	120,305
資 産 合 計		△325	その他包利益累計額	式計額金	△4,148
資 産 合 計		87,252	新株予約権分	合計	176,537
資 産 合 計		1,409,429	非支配予株主持	合計	1,940
資 産 合 計			純資産合計	合計	1,210
資 産 合 計			純資産合計	合計	1,860
資 産 合 計			純資産合計	合計	5,011
資 産 合 計			純資産合計	合計	369
資 産 合 計			純資産合計	合計	12,910
資 産 合 計			純資産合計	合計	194,828
資 産 合 計			純資産合計	合計	1,409,429

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分										金額	
営業収益											
受取手数料益											
委託手数料益											
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料益											
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料益											
その他の受取手数料益											
トレーディング損益											
営業収益											
金利費用											
純利益											
販売費及び一般管理費											
取引関係費											
人件費											
不動産賃料											
減価償却費											
倒引当金の公積入											
販売費及び一般管理費合計											
営業利益											
受取手数料益											
取扱手数料益											
投資損益											
投資損益											
投資損益											
営業外益											
外債の収益											
外債の費用											
営業外費用合計											
経常利益											
特別損失											
投資損失											
投資損失											
投資損失											
別損失											
資本的損失											
税金等調整前当期純利益											
法人税、住民税等の税金等											
法人税等の税金等											
当期純利益											
非支配株主に帰属する当期純利益											
親会社株主に帰属する当期純利益											

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金額	科 目		金額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	現 金 及 び 預 金	4,161	流 動 負 債	短 期 借 入	14,100
立 替 金	28		内 債 戻 予 定	社 会 保 険	5,474
短 期 差 入 保 証 金	1,488		期 借 入	社 会 保 険	10,500
短 期 貸 付 金	92,600		法 人 税	支 払 人 費	1,100
前 払 費 用	10		支 払 人 費	支 払 人 費	661
前 収 入 金	408		受 取 当 引	受 取 当 引	729
未 収 収 益	2,541		与 賞 与 引	与 賞 与 引	227
デ リ バ テ ィ ブ 債 権	113		デ リ バ テ ィ ブ 債 権	デ リ バ テ ィ ブ 債 権	2
流 動 資 産 合 計	1,517	102,869	流 動 負 債 合 計		439
固 定 資 産			固 定 負 債 合 計		326
有 形 固 定 資 産			有 形 固 定 資 産		53
建 物	3,515		建 物		1,473
構 築 物	2,480		構 築 物		4
工 具、器 具 及 び 備 品	19		工 具、器 具 及 び 備 品		35,093
土 地	1,015		土 地		
無 形 固 定 資 産	0		無 形 固 定 資 産		
ソ フ ト ウ エ ア そ の 他	289		ソ フ ト ウ エ ア そ の 他		12,703
投 資 そ の 他 の 資 産	21		投 資 そ の 他 の 資 産		99,400
投 資 有 価 証 券	268		投 資 有 価 証 券		105
関 係 会 社 株 式	152,257		関 係 会 社 株 式		624
そ の 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券	11,439		そ の 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券		818
出 資 金	102,785		出 資 金		855
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	551		関 係 会 社 長 期 貸 付 金		114,507
從 業 員 対 す る 長 期 貸 付 金	0		從 業 員 対 す る 長 期 貸 付 金		
長 期 差 入 保 証 金	30,569		長 期 差 入 保 証 金		149,600
長 期 前 払 費 用	0		長 期 �払 金		
前 払 年 金 費	2,111		前 払 年 金 費		
そ の 他	45		そ の 他		
貸 倒 引 当 金	4,521		貸 倒 引 当 金		
固 定 資 産 合 計	394	156,063	固 定 資 産 合 計		36,000
資 産 合 計	△160	258,932	資 産 合 計		9,000
			負 債 合 計		15,260
			負 債 合 計		24,260
			純 資 産 合 計		51,039
			純 資 産 合 計		26,789
			純 資 産 合 計		24,250
			純 資 産 合 計		51,039
			純 資 産 合 計		△4,148
			純 資 産 合 計		107,151
			純 資 産 合 計		
			純 資 産 合 計		1,810
			純 資 産 合 計		1,810
			純 資 産 合 計		369
			純 資 産 合 計		109,331
			純 資 産 合 計		258,932

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
営 関係業会社受貸指取付配金導当利益金息料益計用費										9,609	
営 金営業取引融資の費用合										1,750	
営 営業費用合										6,638	
営 金営業費用合										16	
										18,014	
営 販売人不事減租そ金営業費用合										8,000	
営 取引動産価税の費用合										1,026	
営 金営業費用合										3,668	
営 金営業費用合										926	
営 金営業費用合										1,233	
営 金営業費用合										512	
営 金営業費用合										275	
営 金営業費用合										355	
営 金営業費用合										1,145	
										9,146	
										8,868	
営 受投資そ営業外債事業外発組の費用合										299	
営 社投そ営業外債事業外発組の費用合										1	
営 受投資そ営業外債事業外発組の費用合										259	
営 受投資そ営業外債事業外発組の費用合										29	
										590	
経特投新退特別別關係會社算損失合										0	
経特投新退特別別關係會社算損失合										19	
経特投新退特別別關係會社算損失合										27	
										48	
										9,410	
税引前税及調稅額計益										1,436	
税引前税及調稅額計益										117	
税引前税及調稅額計益										1,491	
										3,045	
税引前税及調稅額計益										1,665	
税引前税及調稅額計益										98	
税引前税及調稅額計益										200	
										1,964	
税引前税及調稅額計益										10,490	
税引前税及調稅額計益										814	
税引前税及調稅額計益										9,676	

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福井 淳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松田 好弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 田 好 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査等委員会は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化の観点から、企業集団として内部統制システムの整備の充実、運用の効率化は必要であると認識しており、その状況の監視と検証を継続して行ってまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 大野哲嗣	印
監査等委員 山崎穂一	印
監査等委員 池田綾子	印
監査等委員 太田克彦	印

(注) 監査等委員山崎穂一、池田綾子及び太田克彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆さまから信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、継続的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆さまとの協働も必要不可欠であると考えております。

このような考えのもと、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。

基本方針 (<https://www.tokaitokyo-fh.jp/corporate/governance/policy/>)

ガイドライン (https://www.tokaitokyo-fh.jp/asset/pdf/corporate/governance_guideline.pdf)

1. 当社コーポレート・ガバナンスの主な特徴

(1) 機関設計

当社は、取締役会による経営に対する監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行取締役へ重要な業務執行の決定を委任することで迅速な意思決定を可能とし、取締役会でより戦略的で深度ある議論を行うため、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。

また、当社の取締役候補者の指名、取締役の解任及び報酬等の決定プロセスの客觀性と透明性を確保するため、指名・報酬委員会を設置しております。

(2) 取締役会及び監査等委員会の機能の強化

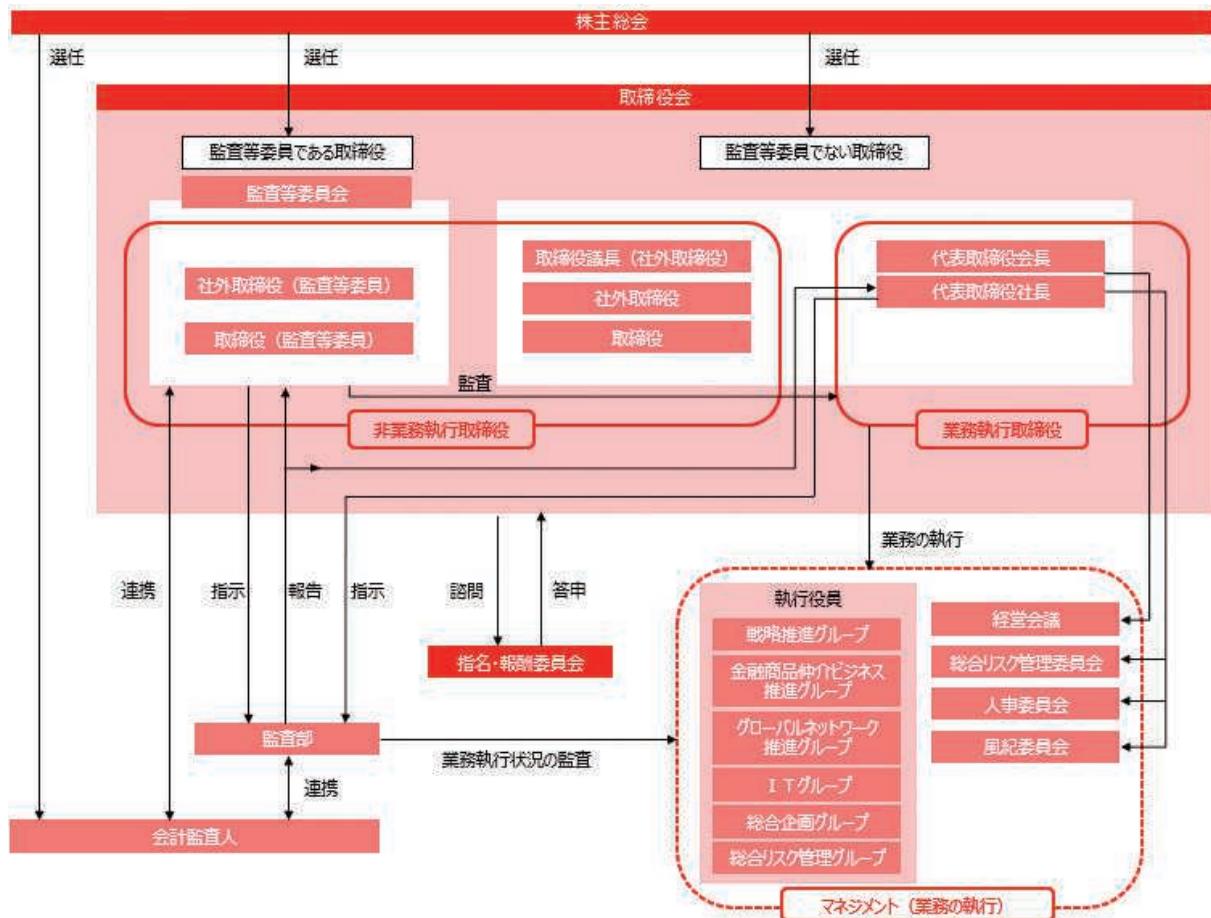
当社は、取締役のうち過半数を社外取締役とすることとしており、また、取締役会の議長は、原則として社外取締役が就任することにより、審議の透明性・公平性を高め、取締役会の実効性の確保を図っております。現在は、5名の社外取締役（うち3名が監査等委員である社外取締役）を選任しており、この結果、当社の取締役会及び監査等委員会は、ともに過半数が社外取締役となり、牽制機能の強化が実現されております。

(3) 経営の「業務執行機能」と「監督機能」の明確化

当社の取締役は、主として業務執行を担う業務執行取締役と、主として業務執行の監督を担う非業務執行取締役により構成され、それぞれの役割を明確にしております。

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス体制図



2. 取締役会の実効性評価・分析

当社取締役会は、当社が定める「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第8条第12項に基づき、取締役会の実効性の向上を目的とした取締役会全体の分析・評価を毎年行うこととしております。

最新の取締役会実効性分析・評価の結果の概要は、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。
https://www.tokaitokyo-fh.jp/asset/pdf/corporate/governance_outline.pdf

■舞台『ハリー・ポッターと呪いの子』への特別協賛

当社グループは、株式会社TBSテレビ・株式会社ホリプロが主催する舞台『ハリー・ポッターと呪いの子』への特別協賛を開始しました。舞台『ハリー・ポッターと呪いの子』は、原作者・J.K.ローリング氏が自ら演出家のジョン・ティファニー氏、脚本家のジャック・ソーン氏とともに創作したオリジナル・ストーリーです。シリーズとしては8番目の物語となり、初めて“舞台”という手法を使って描かれた、ハリー・ポッターの新たな物語となります。これまでにロンドン、ニューヨーク、サンフランシスコ、メルボルン、ハブルク、トロントの6都市で上演され、東京公演はアジア初、世界で7番目の上演となりました。また、新たに北米ツアーが始まり、現在上演中のシカゴを皮切りに、今後ロサンゼルス、ワシントンD.C.へと続いていく予定です。主人公ハリーが善悪や道徳的な選択に直面しながらも、仲間と支えあい、友人や家族を守るためにあらゆる逆境に立ち向かう姿は、仲間を大切にし、自らの限界や壁を越えていくことで、「誇り」と「憧れ」を感じる企業グループを目指す当社グループの中経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」のイメージに合致すると考え、協賛させていただくこととなりました。当社グループは、2025年10月に25周年を迎えます。その記念となる協賛事業として、舞台『ハリー・ポッターと呪いの子』を応援してまいります。



■名古屋大学とのスタートアップエコシステムの共創に向けた連携協定を締結

当社は、国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学（総長：杉山 直、以下「名古屋大学」）と、東海地域のオープンイノベーションの推進やスタートアップ企業のグロース支援に向けた連携協定（以下「本協定」）を本日付で締結しました。

当社は、昨年12月に、当社及び子会社である東海東京証券株式会社（代表取締役社長：北川尚子）にスタートアップ支援の専門組織を新設し、当社グループをあげて、スタートアップ企業を本格的に支援する態勢を整えてまいりました。一方、名古屋大学は、アントレプレナーシップ教育、企業支援、大学発ベンチャーの育成、オープンイノベーションを通じた産学連携などを積極的に推進しております。当社は、従来から名古屋大学のこのような取組に賛同しておりましたが、今般、本協定書を締結することによって、より明示的、かつこれまでよりも一段高いレベルの協働を目指してまいります。

■STATION Aiとのスタートアップエコシステムの共創に向けた連携協定を締結

当社と、ソフトバンク株式会社の子会社で、愛知県スタートアップ支援拠点「STATION Ai」の運営事業を担うSTATION Ai株式会社（代表取締役社長 兼 CEO：佐橋 宏隆、以下「STATION Ai」）は、東海地域のオープンイノベーションの推進やスタートアップ企業のグロース支援に向けた連携協定（以下「本協定」）を、2024年9月13日に締結しました。

当社は、2022年4月からスタートした中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」で、異業種を含めたPowerful Partnersとのアライアンス戦略に取り組むことで更なる事業基盤の拡大を目指しています。また、中期経営計画の行動指針として「“Social Value & Justice” comes first」を掲げ、同社グループのマテリアリティ（優先すべき重要課題）として、「スタートアップを含むイノベーションに挑む企業への支援による社会課題解決」や「地域経済の活性化、地域創生」に関わる各種施策に取り組んでまいりました。日本最大級のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」において、スタートアップの創出・事業化支援、オープンイノベーションの推進、スタートアップの資金面での支援を目的としたファンドの運営などに取り組んでいます。

東海東京フィナンシャル・ホールディングスとSTATION Aiは、このたびの連携協定により、両社のスタートアップ支援・プログラム運営に関するノウハウや情報の共有によって相乗効果を創出し、東海地域のスタートアップエコシステムの活性化に向けて、幅広い支援を検討・実践していきます。

当社グループは、2022年4月より開始した中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」の行動指針として「社会的価値の追求・社会的正義の遂行なくして企業の存在価値なし」との信念「“Social Value & Justice” comes first」を定め、持続可能な社会の実現に向け、当社グループが事業活動を通じて取り組むべき重要な社会課題をマテリアリティ（優先すべき重要課題）として設定し、全社を挙げて取り組んでいます。

マテリアリティ（優先すべき重要課題）

重点分野	重要課題	主な取組み事例
豊かなライフ マネジメントの実現 「人生100年時代」、「国民の金融リテラシーの向上」に向け多様化するステークホルダーのニーズに合わせたサービスの提供を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・家計の資産形成のサポート ・感動エクスペリエンスの提供 ・金融教育の機会提供による金融リテラシーの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまに合わせた資産形成のサポート ・オルルドール・サロンでのサービス提供 ・学生への金融教育の機会提供 ・東海東京LIVE!プラスの定期開催
イノベーション 常にイノベーティブな企業グループであり続け、新しい価値の創出や社会課題の解決に貢献します。	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル等を活用した先進的な金融サービスによる多様化するニーズへの対応 ・スタートアップを含むイノベーションに挑む企業への支援による社会課題解決 ・サステナブルな社会の実現に寄与する商品・サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・AIと人材アセスメントを用いた分析 ・スタートアップ企業の継続支援 ・リアルアセットに基づいたNFTの販売
パートナーシップ さまざまなパートナー企業との協働を通じ、創出した価値をステークホルダーに提供することでビジネスの拡大を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関との協働拡大による地域経済の活性化、地域創生 ・金融業界を超えた幅広いパートナーシップ構築による多様な顧客ニーズへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・有力地方銀行との連携強化による地方創生 ・東海東京財団の文化・芸術振興等を通じた継続的な地域貢献 ・学生アスリートの育成支援
ウェルビーイング 多様な人材が健康で活き活きと働きながら、自律的なキャリアを形成することで、継続的に成長する組織を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・エンゲージメントの向上 ・健康経営 ・多様な人材が多様な環境で安心して活躍できる職場環境の整備(DE&I) ・社員の専門性向上のための教育支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員の自律的なキャリア形成支援 ・シニア社員や女性社員の活躍推進 ・人権尊重への取り組み ・社員のためのウェルビーイングイベント開催 ・MBA取得制度
グリーン 気候変動への対応は、世界が喫緊に取り組むべき重要な社会課題であると認識し、環境負荷の削減に取り組んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・金融事業を通じたグリーンでサステナブルな社会の実現支援 ・自社の脱炭素化をはじめとする環境負荷削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs債の引受・販売 ・温室効果ガス排出量ネットゼロに向けた再生可能エネルギーの導入、低燃費車への入替 ・高効率照明・高効率空調への切替え

金融事業を通じた取組み

■ サステナビリティボンド等の引受

東海東京証券は、使用使途を環境問題解決に資する事業に限定したグリーンボンドをはじめ、脱炭素社会への移行に向けたトランジションボンド、持続可能性への取り組みに連動するサステナビリティボンド等の引受を行っています。

気候変動への取組み

■ 温室効果ガス排出量のネットゼロ宣言と情報開示

中期経営計画「“Beyond Our Limits” ~異次元への挑戦」において、当社グループの事業活動に伴うCO₂排出量を2030年までに実質ゼロとする「温室効果ガス排出量ネットゼロ宣言」を発表しました。

主な温室効果ガス排出量削減の取り組みは、社有車のクリーンエネルギーへの切り替え、電力の再生可能エネルギーへの転換です。これまでに東海東京証券のすべてのオルクドール・サロンを含む22拠点において再生可能エネルギーを導入しました。さらに、リモートコントロール機能を活用したオンライン手続きを導入し、ペーパーレス化を実現しています。当社の気候変動の取り組みや進捗は、TCFDフレームワークに沿ってホームページ等に開示しています。

人権尊重への取組み

■ 「東海東京フィナンシャル・グループ人権方針」の策定

当社グループは人権尊重の取り組みにも注力しています。2024年3月に、国際的な人権尊重の潮流を踏まえた「東海東京フィナンシャル・グループ人権方針」を策定し、本人権方針を基に人権デュー・ディリジェンスを実施し、人権への負の影響を防止・軽減に努めるとともに、人権問題が発生した場合に迅速な解決を図る救済制度の整備・充実化にも取り組んでいます。

地域社会への貢献

■ 東海東京財団による活動

東海東京フィナンシャル・グループの誕生15周年を記念して、2016年に一般財団法人東海東京財団を設立しました。本財団は文化・芸術振興等を通じた地域社会の発展を目指し、グローバルに活躍できる人材の育成を目的とした「東海東京財団留学奨学金（AFS年間派遣プログラム）」や、地域社会における国際経済・社会の理解を深める「国際情勢講座」等への助成を行っています。

外部評価

■ ESG指数への選定

サステナビリティ経営の積極的な推進と情報開示の結果、東海東京フィナンシャル・ホールディングスは、世界最大の年金基金である「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）」が採用するESG指数「FTSE Blossom Japan Index」及び「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」の構成銘柄に選定されています。



■ サステナビリティの取り組みに対する評価

当社は2024年度、企業の気候変動に関する情報開示を評価する国際組織CDPの質問書に初めて回答し、「B」スコアを取得しました。また、経済産業省及び日本健康会議が選定する「健康経営優良法人」に6年連続で認定されています。





見やすく読みまちがえ
ににくいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

